

山形村議会 議長 大月 民夫 様
山形村長 百瀬 繁寿 様
山形村教育委員会 教育長 大池 昌弘 様

山形村監査委員 住吉 誠
同 福澤 倫治

令和 6 年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査の結果報告につ
いて（其の 2）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規
定により、令和 6 年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査を実施したので、
同条第 9 項及び第 1 0 項の規定により、その監査の結果に関する報告及び報告に添え
て意見を次のとおり提出します。

なお、同条第 1 4 項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考とし
て措置を講じたときは、措置の内容を監査委員に通知してください。

また、山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査に関する前年度等の監査結果に
基づき講じた措置について、監査委員に通知してください。

- 1 令和 6 年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査の結果に関する報告
（令和 6 年度 1 1 月分から 3 月分まで） 2 ～ 5 頁
- 2 山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査に関する前年度等の監査結果に
基づき講じた措置状況の検証等 6 ～ 7 頁

令和6年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査の結果に関する報告
（令和6年度11月分から3月分まで）

1 監査の種類

- (1) 定期監査（財務監査）
根拠法令 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査
- (2) 行政監査
根拠法令 地方自治法第199条第2項の規定による監査

2 監査の対象

- (1) 定期監査（財務監査）
令和6年度11月分から3月分までにおける財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
ただし、必要に応じて前年度等についても対象としました。
- (2) 行政監査
令和6年度11月分から3月分までにおける事務の執行
ただし、必要に応じて前年度等についても対象としました。
- (3) 対象機関等

総務課	企画振興課	税務課	住民課	保健福祉課	産業振興課	建設水道課
会計室					…	村長事務部局7課1室
議会事務局	選挙管理委員会事務局	監査委員事務局	農業委員会事務局			
教育委員会事務局	（教育政策課	子育て支援課）			…	委員会等5事務局

3 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、提出を求めた次に掲げる監査資料に基づき、事務事業について合法性、正確性、経済性、効率性、有効性に主眼をおき、関係書類の調査等通常実施すべき監査方法を実施したほか、必要と認めるその他の監査方法により、山形村監査委員監査基準（令和2年山形村監査委員告示第3号）に準拠して監査を実施しました。

監査資料	④ 委託契約の状況調	⑤ 使用及び賃借契約の状況調
	⑥ 工事請負契約の状況調	⑦ 公有財産購入の状況調
	⑧ 備品購入の状況調	⑨ 補助金及び交付金の状況調

また、地方自治法第199条第3項の規定により、事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているかどうか、また常に組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体の協力を求めて規模の適正化を図っているかどうかについても、配慮して監査を行いました。

4 監査期間及び実施場所

令和7年3月24日から同年4月22日まで（書面調査）
山形村役場

5 監査の結果

財務に関する事務等について、法令等に準拠して適正かつ効率的、効果的に執行されているかどうか検証した結果、前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務事業が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められました。

なお、事務事業処理等については、一部に是正又は改善を要する事項等が見受けられたものの、おおむね適正に行われていましたが、引き続き適正な執行を求めるため、後述のとおり意見等を付します。

(1) 機関等別の監査資料件数

令和6年度11月分から3月分まで 上段()は4月分から10月分まで

(単位 件)

区 分	委託契約	使用及び 賃借契約	工事請負 契約	公有財産 購入	備品購入	補助金及 び交付金	合 計
総務課	(17) 14	(6) 7	(1)	(3) 3	(2) 4	(16) 7	(45) 14
企画振興課	(19) 2	(11) 1	1		1	(8) 6	(38) 11
税務課	(10) 1	(5)					(15) 1
住民課	(29) 1	(4) 1				(5) 3	(38) 5
保健福祉課	(31)	(3)	1		2	(10) 11	(44) 14
産業振興課	(2)					(18)	(20)
農業委員会事務局	1		1	2		21	25
建設水道課	(4) 1		(3)	2	(1) 1	(3) 1	(11) 5
(公営企業会計)	(18) 3	(2)	(5) 1				(25) 4
会計室							
議会事務局	(1)				(1) 2		(2) 2
選挙管理委員会事務局							
監査委員事務局							
教育 委員 会事 務局	(17) 4	(12)	1		(10) 6	(9) 5	(48) 16
教育政策課							
子育て支援 課	(6)	(4)	(2) 1		(7) 3	(4) 7	(23) 11
合 計	(154) 13	(47) 2	(11) 6	(3) 7	(21) 19	(73) 61	(309) 108
延べ件数	167	49	17	10	40	134	417
前年度延べ件数	143	40	18	10	71	141	423

対象は、委託契約が契約金額50万円以上、使用及び賃借契約が借入年額30万円以上、工事請負契約が契約金額130万円以上のものについてです。

(2) 契約方法の状況

各年度4月分から3月分まで

区 分	年度	件数 A (件)	指名競争入札		随意契約	
			件数 B (件)	割合 B/A (%)	件数 C (件)	割合 C/A (%)
委託契約 (50万円以上)	6	167	3	1.8	164	98.2
	5	143	3	2.1	140	97.9
使用及び賃借契約 (30万円以上)	6	49	4	8.2	45	91.8
	5	40	4	10.0	36	90.0
工事請負契約 (130万円以上)	6	17	11	64.7	6	35.3
	5	18	10	55.6	8	44.4
備品購入	6	40	6	15.0	34	85.0
	5	71	2	2.8	69	97.2
合 計	6	273	24	8.8	249	91.2
	5	272	19	7.0	253	93.0

一般競争入札は、ありませんでした。

(3) 是正又は改善を要する事項等

監査の結果、是正又は改善が必要であると認められる事項等は、次のとおり区分して整理、記載しています。

指摘事項	…	著しく適正を欠くと認められ、是正又は改善を求めるもの
要望事項	…	事務事業の改善を要する事項で、検討等を求めるもの
意見	………	組織及び運営の合理化その他から、必要があると認めるもの
勧告	………	特に措置を講ずる必要があると認めるもの

後述のとおり、指摘事項 1 件及び要望事項 2 件が認められました。

なお、比較的軽易なものは、口頭により指示したので留意されたい。

【指摘事項】 … 1 件

③ 職員の時間外勤務、休暇等に関する承認について

村では令和 2 年 4 月から、山形村会計管理者の補助組織設置規則（令和 2 年山形村規則第 6 号）において、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計係が設けられました。同時に、会計管理者は総務課長が兼ねることになり、総務課に会計係が置かれました。

令和 6 年 4 月に会計係が会計室と改められて、会計管理者は税務課長が兼ねることになりましたが、会計室の職員 2 人は、総務課兼務の辞令（人事通知）発令等がされて、総務課の事務の一部を担うことになりました。

会計室職員の時間外勤務、休暇等に関する管理・決裁は、令和 6 年 4 月から令和 7 年 2 月まで、電子決裁（勤怠管理システム）によって総務課長が承認処理する取扱いをしてきました。

会計室職員の服務に関して、日常的な業務の進行管理、健康確保等の観点から、時間外勤務、休暇等を適切に把握することが出来るのは、会計管理者ではないでしょうか。

権限や責任を曖昧にする無責任であり、職員全体への信頼を損ない悪影響が生じることにもなりかねず、職員の服務に関しての意識と環境整備、業務効率を向上させるための方策と責任ある説明を求めるものです。

《要望事項》 … 2 件

⑥ 入札・契約執行に関する懸念について

令和 6 年 1 2 月の定期監査等（其の 1）において、「契約手続き等に関する事務」については指摘事項としました。

村における契約の方法は、前述の「(2)契約方法の状況」のとおり、件数ベースで指名競争入札 8.8%、随意契約 91.2%となっていて、随意契約が 9 割を超える状況が生じています。契約の締結に当たっては、公正性や経済性の確保の観点から、適正な入札・契約執行が出来ているのか十分に検討を行う必要があります。

随意契約については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 1 第 1 項の各号に掲げる場合に該当するときに限り、これにより行うことができますが、特定の業者との間に発生する特殊な関係から、ややもすれば不適正な価格によって行われがちであり、適正な契約執行が懸念されているところです。

従来しばしば改善等を促してきましたが、契約事務や法令等の認識が希薄化していると思われ、村全体で前例踏襲の精査、再確認する必要があり、契約事務の適正、適切な執行を求めるものです。

また、地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則とされていますが、村として一般競争入札に付することは如何なのでしょう。

⑦ 公文書管理、保存等に関する課題について

令和6年12月の定期監査等（其の1）において、「公文書の管理等に関する事務」については要望事項としました。

山形村文書取扱規程（令和7年山形村訓令第2号）では、文書保存について第5章（第31条～第39条）に必要な事項を定めています。

文書保存は、永年、10年、5年及び1年の「保存区分」、文書保存分類基準等の「編冊基準」、文書引継簿による「引継」、文書保存台帳に登録して文庫に納め、保存区分別に分け整理配列する「保存」、毎年1回文書保存台帳と照査等する「保存上の注意」等によらなければなりません。

文書取扱については、長期にわたる対応のまずさから、適格性を欠いている状況に危機感をいただきます。前例踏襲による事務のやり方、人事異動等の際の不十分な引き継ぎを改善のうえ、公文書の管理を適正に行い、文書保存等について課題解決の道を探るよう求めるものです。

また、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第34条において、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するように努めなければならない。」とされていますが、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用に関して、職員の意識改革を推進のうえ、村の公文書管理の条例等を制定することは如何なのでしょうか。

(4) むすび

村長をはじめ職員一人ひとりが、率先して常に時代に合った住民サービスの向上、見直しを進めるためには、小さな誤りが大きな問題につながらないように、いかなる事務事業も軽んじることは許されません。

それぞれの事務事業の手続き、処理については、全ての公務の基礎となるものですから、村全体で更なる適正、適切な事務事業の執行の取組みを進めて、村民の期待、信頼に応えることを願ってやみません。

山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査に関する
前年度等の監査結果に基づき講じた措置状況の検証等

令和 7 年 5 月

山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査について、監査の結果に基づく措置が適切になされているかを把握、確認するとともに、前年度等の是正又は改善を要する事項等に対する措置状況の検証、フォローアップも行うものとします。

後述のとおり、令和 6 年度（其の 1）3 件＋令和 5 年度 1 件＝合計 4 件ですが、村民の視点に立った柔軟な思考で、「検討、前例や先例、先送り」等を名目に放置することがないように取り組んでください。

1 令和 6 年度定期監査（財務監査）及び行政監査

令和 6 年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査（其の 1）

結果報告 1	〈監査委員〉	令和 6 年 1 2 月 2 3 日付け 6 山監第 2 5 号
措置状況	〈村長〉	令和 7 年 1 月 2 2 日付け 6 山役総第 1 2 9 号
措置状況調 2	〈機関等〉	令和 7 年 3 月

- 指摘事項① 規程等の見直し・整備に関する事務について（令和 7 年 5 月 第 3 回）

規程等の取扱いや打開策、及び「収受印の取扱い」に係る山形村文書取扱規程（令和 7 年山形村訓令第 2 号）の見直し・整備について、講じた措置等の進捗状況を通知されたい。

- 指摘事項② 契約手続き等に関する事務について（令和 7 年 5 月 第 3 回）

相当数の不適切なケースがあることを重く受け止めるべきであり、研修会の開催等を含めて、真に実効性のある再発防止策の実施に向けて、機関等で横断的に連絡調整を行い、講じた措置等の進捗状況を通知されたい。

- 意見① 職員の懲戒処分、措置、公表等に関する指針について（令和 7 年 5 月 第 3 回）

職員の懲戒に関する条例（昭和 2 7 年山形村条例第 6 号）、職員の懲戒に関する規則（昭和 4 4 年山形村規則第 3 号）及び山形村職員懲戒審査委員会設置規程（平成 1 3 年山形村訓令第 1 号）は、条例・規則、訓令によって制定、施行されて、村ホームページの例規集に登載し、一般に公表されています。

「山形村職員の懲戒処分等の指針」については、令和 2 年 6 月 2 5 日から施行・適用し、一部改正 1 回を経て現在に至っていますが、服務規律の更なる徹底に取り組むとともに、広く情報提供と公表をすべきではないでしょうか。

なお、次に掲げる決裁事務の不適正なケースは、当該指針に定める「懲戒処分」又は「監督、指導上の措置」については如何なのでしょう。

ア 例月出納検査結果報告の令和 6 年 1 0 月分から令和 7 年 1 月分までの指摘事項「一般職職員給与費の支出負担行為・支出命令の不適正な予算執行者」

についての認識の甘さと対応の鈍さが露呈したと言わざるを得ない決裁事務

イ 定期監査等（其の 2）の指摘事項③「職員の時間外勤務、休暇等に関する承認」についての信頼が崩れ去り疑問符が付くと言わざるを得ない決裁事務

2 令和 5 年度定期監査（財務監査）及び行政監査

令和 5 年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査（其の 1）

結果報告 1	〈監査委員〉	令和 5 年 1 2 月 2 2 日付け 5 山監第 2 7 号
措置状況	〈村長〉	令和 6 年 1 月 2 2 日付け 5 山役総第 1 3 5 号

令和 5 年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査（其の 2）

結果報告 1	〈監査委員〉	令和 6 年 5 月 2 2 日付け 6 山監第 5 号
措置状況	〈村長〉	令和 6 年 6 月 2 4 日付け 6 山役総第 4 1 号

措置状況調 2	〈機関等〉	令和 6 年 1 1 月
検証等 3	〈監査委員〉	令和 6 年 1 2 月 2 3 日付け 6 山監第 2 5 号
措置状況	〈村長〉	令和 7 年 1 月 2 2 日付け 6 山役総第 1 2 9 号
措置状況調 4	〈機関等〉	令和 7 年 3 月

- 指摘事項① 課設置や組織の規定等に関する見直し・整備について

ア 子育て支援課について（令和 7 年 5 月 第 4 回）

子育て支援課に関する山形村教育委員会事務局組織規則と、課設置条例、山形村組織規則等の見直し・整備について、こども家庭センターの設置に伴う取扱いを含めて、講じた措置等の進捗状況を通知されたい。

3 是正又は改善を要する事項等の年度別件数

監査の結果、是正又は改善が必要であると認められる事項等は、次のとおり区分して整理、記載しています。

指摘事項 …	著しく適性を欠くと認められ、是正又は改善を求めるもの
要望事項 …	事務事業の改善を要する事項で、検討等を求めるもの
意見 ………	組織及び運営の合理化その他から、必要があると認めるもの
勧告 ………	特に措置を講ずる必要があると認めるもの

○ 定期監査（財務監査）及び行政監査

						(単位 件)
区 分	指摘事項	要望事項	意 見	合 計		検証等
令和 6 年度	3	7	1	11		6
其の 1 (前期)	2	5	1	8		2
其の 2 (後期)	1	2		3		4
令和 5 年度	2	7		9		8
其の 1 (前期)	1	5		6		2
其の 2 (後期)	1	2		3		6
令和 4 年度	2	10		12		6
其の 1 (前期)	2	8		10		
其の 2 (後期)		2		2		6

「其の 1 (前期)」は、監査の対象が各年度 4 月分から 1 0 月分までであり、
「其の 2 (後期)」は、監査の対象が各年度 1 1 月分から 3 月分までです。